

先代旧事本紀の文体的特徴

——文末助字を中心に——

はじめに

先行研究の多くが指摘するとおり、先代旧事本紀（以下、旧事本紀と略す）は一部に独自の内容を持ちつつも、その大半は日本書紀・古事記を利用して構成された本文からなり、また古語拾遺からの利用箇所もみられる。そのため近世以降は偽書として扱われ、研究の対象とされることは少なくなつた。しかし、近時においては、旧事本紀における先行資料受容の問題、あるいは旧事本紀自体の作品論的研究が、工藤浩・松本直樹・津田博幸氏らによって行われている。

本論考においては、旧事本紀全体の作品的構造をみる目的から、巻第一から第四を主たる対象とし、その文体的特徴、殊に文末助字に注目する。旧事本紀の先行資料利用は

植 田 麦

日本書紀・古事記・古語拾遺に依るものではあるが、その大半は日本書紀であり、比して古事記・古語拾遺の利用は少ない。しかし、巻第一から巻第四では古事記も応分の利用をされており、古語拾遺の利用箇所もみられる。これらの巻を対象とすることで、旧事本紀が先行資料をいかに受容し利用したかを詳細にみる事が可能である。旧事本紀における先行資料の利用はかなり徹底したもので、基本的には元となる資料を改編することが少ない。しかし、それら先行資料をひとつのテクストとして再編し、織りなすとき、ただ盲目的かつ無秩序に素材を配置したのではなく、一定の論理に基づいて行つたものとみてよい。本稿ではその構成の一端をみるため、文末助字を考察する。そこには、漢文体資料Ⅱ日本書紀と倭文体資料Ⅱ古事記という、異なる性質の資料を旧事本紀がいかに接合したのが露呈して

いると考えられるためである。そして、そのような状況をみることは、任意の時点からみた前時代の資料をいかに享受したのかを、そしてさらに、それを再構成するときの文体的意識を考えることに繋がるだろう。

ただし、旧事本紀を研究の対象として据えるときに障害となるのは、その依拠本文の問題である。知られるとおり、旧事本紀の最古写本は天理図書館蔵本である卜部兼永本であり、「現存諸本の大半は本書の系統である」(鎌田純一)『先代旧事本紀の研究 研究の部』一九六二年三月 吉川弘文館)ため、十全な校合作業を行うことが困難である。もちろん、旧事本紀自体の依拠本文である日本書紀・古事記を参考にすることが可能ではある。たとえば、「故復造無名雉也」(旧事本紀 卷第三天神本紀)とある箇所は、このままでは文意をなさないが、元となる箇所が日本書紀(卷第二神代下 第九段一書第六)に「故復遣無名雌雉」とあって、おそらくは旧事本紀自体にも「遣」とあったところを書写の過程で「造」と書き誤ったものと思われる。この卷第三には、他にも同様の誤りと思われるところが多く、直前にも、「諸神答曰可造無名雉亦因遣無名雉」とあり、ここには「遣イ」と傍書される。この箇所もまた、古事記(上巻)に「答白可遣」とあるものを利用したと考えられる。よって、日本書紀・古事記を参考として、現存する旧事本紀の

「造」を「遣」と改めることが可能である。

しかし、一方で、たとえば旧事本紀に、

青檀城根尊【亦云沫蕩 亦云面足尊】

妹吾屋惶城根尊【亦云惶根尊 亦云蚊鷹姫尊】

(卷第一神代本紀)

とある箇所は注意される。というのも、現存する主要な日本書紀写本には、「面足尊・惶根尊【亦曰吾屋惶根尊 亦曰忌檀城尊 亦曰青檀城根尊 亦曰吾屋惶城尊】」(卷第一神代上 第二段正文)として、オモダルとカシコネの対偶はあつても、「アヤ(アヲ)カシコネ・イモアヤカシコ(キネ)」と並列して記されるものはないためである。これについては、日本書紀私記(丁本)のなかにある議論が参考となる。すなわち、

亦曰吾屋惶根尊

問。此注文在惶根尊之下。而諸本多在面足尊之下。如何。

とあつて、この時点では「惶根尊」の下にあるべき割注を「面足尊」の下に施した「諸本」が多くみられたようである。つまり、旧事本紀の「アヲカシキネ・イモアヤカシキネ」の並列は、そのような「諸本」の理解に基づくものと推測される。とすれば、現存する日本書紀の本文で旧事本紀の校訂をすることには慎重でなければならない、とい

うことになる。そのため、本稿においては、旧事本紀の文脈に齟齬をきたす用字であつても、それが日本書紀・古事記・古語拾遺において補正されうるようなものでない場合は、原則として卜部兼永本旧事本紀の本文に依拠して論考を進めることとする。

1 先行研究

旧事本紀が書名として最初に掲出されたのは、日本書紀私記（丁本）である。日本書紀私記における旧事本紀についての言及は、以下の二点においてなされる。第一に、「本朝之史。以何書為始乎」という質問に対して、博士である矢田部公望は、

先師之説。以古事記為始。而今案。上宮太子所選先代旧事本紀十卷。是可謂史書之始。何者。古事記者。誠雖注。載古語。文例不似史書。（中略）

至于宮太子之撰。繫於年。繫於月。全得史傳之例。然則以先代旧事本紀十卷。可謂本朝史書之始。

として、編年体であること、すなわち書体としての共通性をもって、旧事本紀を日本書紀の始祖として認める。一方、「先師」である藤原春海が日本書紀の祖として説いた古事

記については、「誠雖注載古語」。文例不似史書」と退ける。ここでは、書物としての性格が取り沙汰されている。第二に、日本書紀編纂にあつたの参考資料を問う質問に対して公望は、先師の説では日本書紀の参考資料として古事記を用いたこと、また文章については「只以立意為宗。不勞文句之鉢」であつたことが指摘されていると述べたうえで、

而今見此書（引用者注）日本書紀のこと。所載文章者。全是先代旧事本紀之文也。注云云之処。多引古事記之文。况復上宮太子全依經史之例。能勞文筆之体。或神名用訓之処。更不雜音。或嶋名用音之処。亦不雜訓。此近則。国常立尊。殷馭。盧嶋等。是其一端也。此書之体。已同彼書。况其所載。多引彼文。然則。可謂以先代旧事本紀為本所選也。

として、文体と内容とが旧事本紀と類似していることをもつて、そこに改めて日本書紀の始原を見定めるのである。旧事本紀の序に「大臣蘇我馬子宿禰等奉勅修撰、夫先代旧事本紀者、聖德太子且所撰也」とあり、それが日本書紀（巻第二十二推古天皇二十八年是歲）にいう聖德太子と蘇我馬子の「天皇記」「国記」を連想させるものであることを

思えば、日本書紀の始原という立場は旧事本紀が自ら求めたことでもある。

もちろん、旧事本紀を日本書紀の祖とみる公望の謂いは逆で、日本書紀を参考として旧事本紀が作成されたのであるが、とはいえここに旧事本紀自体の享受のされ方が垣間見える。すなわち、あらゆる作品に先行する、史書の始原としての旧事本紀と、溯源的な神話テキストとしての旧事本紀である。

津田博幸氏は、旧事本紀を「すべての神話テキストに対して根源テキストたらしめた」（『日本紀講と先代旧事本紀』『日本文学』46-10 一九九七年一〇月）と評する。また、日本書紀・古事記に加え、古語拾遺さえも飲み込んだため、少なからず内容として矛盾の生じることについては、「記紀を無理やり合成した結果」と認めた。これは、松本直樹氏の発言、「こうした網羅主義は、当然のことながら多くの矛盾や重複を生み出してしまう」（『先代旧事本紀の「神話」―古事記神話の引用』『古事記受容史』二〇〇三年五月 笠間書院）と表裏をなす論であろう。ただし、津田氏が、矛盾の生じることが「一元化」ではなく「網羅」の故であると述べたのに対し、松本氏は、

新たな「神話」を作り出そうとする行いには、既存の神話の処理が必ず必要になるだろう。既存の神話を無

視したり、似ても似つかない形に変えてしまおうのではなく、それを甘んじて受けとめることで、神話の力を保持し、その上に独自の主張をかぶせてゆく姿勢が求められたのではないだろうか。（右同）

とも論じており、その「網羅」のあり方については理解が異なる。これら先行説においては、旧事本紀の矛盾、たとえばアマテラスやヒルコが二度生まれることといったことについて、もとの資料を網羅的に吸収したためであると論じる。また、神野志隆光氏は、「本質的に異なる世界の物語―多元的に成立した天皇の神話―を一元化する」（『古代天皇神話の完成』『国語と国文学』73-11 一九九六年一月）ものとしての旧事本紀を認める。そして、それが「日本紀言説」のひとつのかたちであり、「注釈テキストと再構成されたテキストとを切り離さずに総体としてとらえ、そこで神話を作り直しつつ〈正典〉たりえてゆく」（右同）という。このようにみると、問題は、旧事本紀が先行する作品を享受、再構成するとき、そこにどのような意図があったのか、あるいはそもそももないのか、とまとめられよう。本稿は旧事本紀の内容そのものではなく文体についての考察を主とするが、この問題意識は常に念頭におかれるべきものであると認める。そして、旧事本紀の文体についての指摘としては、松本氏（右同）に、

記・紀の諸伝を、ただやみくもに、あるいは事務的に、右から左へと書き写すだけではなく、きちんと読み、内容を理解した上で、わざわざ手間をかけて作文をしているのである。(中略)「旧事紀神話」では、神名の殆どが日本書紀の表記に統一されている。そのことは、所謂出雲神話の、古事記にしかない部分からの引用の中でも、凡そ貫かれている(例えば大己貴神)。ヒメは「姫」で統一されている。このように表記統一の意図がないわけではないが、全体で用字が統一されているとは到底言い難い。「旧事紀神話」の文は、基本的に、資料の文、字句をそのまま引用したものであると言える。

(傍線は引用者)

とあることが注意される。たしかに旧事本紀は、異質な資料を接合し、かつそれを極力保存するかたちでなされた書物であるから、「全体で用字が統一されているとは到底言い難い」という指摘は正しい。とはいえ、氏自身が認めているように、たとえば固有名詞のように、部分的な統一意識は認められる。つまるところ旧事本紀は、日本書紀等の遡源テキストであることを目指しており、そのため利用資料の表現を保存する必要がある。一方で、旧事本紀全体としては均質である必要があり、そこにはオリジナリティが求められる。元の表現を保存しつつ改めねばならぬという、

その拮抗するところに旧事本紀の文体意識の分水嶺を認めうるのではないか。このように確認したうえで、次節では、具体的に旧事本紀が先行資料をいかに利用しているのか、その状況を見ていくことにする。

2 先行資料の利用と文末助字の概略

すでに工藤浩氏が、

『先代舊事本紀』において、神代記事に充てられた前半部分と神武天皇以降の人代部分を記した後半とは、編纂の方針、即ち『古事記』『日本書紀』『古語拾遺』からの依拠すべき記事の取捨選択の基準と、更にそれを引用する方法に大きな違いが存しているように思われる。

(『先代舊事本紀』人代記事・「國造本紀」本文の構成)『古事記受容史』二〇〇三年五月 笠間書院

と指摘するとおり、神代に相当する巻第一―第四と、人代に相当する巻第五以降との間には、利用資料にかなりの偏りが見られる。すなわち、巻第一―第四は日本書紀だけでなく古事記・古語拾遺の利用も多くなされているのに対し、巻第五以降における先行資料の利用は、ほぼすべて日本書紀である(ただし、巻第五はかなり多くの独自記事を含む)。数値的に見ると、巻第一―第四における日本書紀の利用はおお

よそ八〇〇〇字強⁽⁴⁾、それに対して古事記の利用はおおよそ六〇〇〇字強で、古事記の利用もかなり多く見られる。その利用を、例を挙げてみてみると、

為高志 八岐大蛇 毎年来喫今臨被吞時

故 哀傷矣 (旧事本紀 卷第四地祇本紀)

毎年為 八岐大蛇 所吞無由脱免故以哀傷

(日本書紀 卷第一神代上 第八段正文)

高志之八 俣遠呂智毎年来喫 (古事記 上卷)

のごとくである。このように、旧事本紀の文を中心とし、その利用を確認してみたところ、いくつかの傾向をみいだすことができた。文中における表現では、旧事本紀に独自なもの、あるいはもとの資料から置換を行ったものが存在する。たとえば、

而 後手布里 都リ之逃走矣

(旧事本紀 卷第一陰陽本紀)

而於後手布 伎都都 逃来

(古事記 上卷)

のように、古事記にはなかった「之」が加えられたり、「布伎都都」とあったところが「布里都リ」とされたもののごとくである。これらの表現においても、旧事本紀が利用した資料の性質と相俟って論考が必要と思われるが、本稿においては扱わず、別稿にて論じたい。本稿では、特に文末助字における特徴的な傾向を考察の対象とする。とい

うのも、次に示すように、文末の助字の使用に一定の規則があるかと判断されるためである。たとえば、

一日 千五百人必生也 (旧事本紀 卷第一陰陽本紀)

一日必千五百人 生也 (古事記 上卷)

のように、旧事本紀のなかで利用元の資料とほぼ同様の表現があるのに対し、

故神憂 迷手足内 広凡厥庶事燎燭而弁矣 (旧事本紀 卷第二神祇本紀)

神 愁迷手足 罔惜 几厥庶事燎燭而弁 (古語拾遺)

と、敢えて文末に助字を付すもの、さらに、

韓郷之嶋是有金銀若使吾兒所御之国不有浮宝者未是佳矣 (旧事本紀 卷第四地祇本紀)

韓郷之嶋是有金銀若使吾兒所御之国不有浮宝者未是佳也 (日本書紀 卷第一神代上 第八段一書第五)

のように、元は「也」とあったところを「矣」と置き換えたものなどがその様相の一端を示している。つまり、文末助字には使い分けがみられるのである。考察にあたって、まず、旧事本紀巻第一から巻第四までの文末助字の概況をみる。このなかには「哉」(三例)「歟」(二〇例)「乎」(二三例)「焉」(二八例)等の使用もあるが、特に「也」(二五一例)および「矣」(二〇四例)の使用数が突出している。少数の例の使用状況についても論じるべき

ではあるが、本稿ではひとまず、大多数を占め、かつ対応する性質がみられる「矣」「也」の考察を中心とする。

巻第一から第四における「矣」の使用は、順に六三例・三一例・五三例・五七例の合計二〇四例、「也」が同じく四二例・四〇例・三〇例・三九例の合計一五一例であり、巻における大きな偏差はみられない。そして、四巻全体で利用資料と利用のあり方をまとめたのが、以下の表1および表2である。

- ・「そのまま」は元の資料にそれぞれ「矣」あるいは「也」とあるものをそのまま利用したものである。
- ・「置換」は、元の資料には（ ）の中にあつたものを、それぞれ「矣」「也」と置き換えたものである。
- ・「付加」は、元の文にはなかつたが、文の末尾に「矣」「也」を付け加えたものである。
- ・利用について、「元ナシ」としたものは文自体が先行資料のないもの、つまり旧事本紀に独自なものである。数値は、便宜上「付加」に算入した。
- ・「記紀利用」としたものは、たとえば、左のごときものである。

啼泣 矣 (旧事本紀 巻第一陰陽本紀)
 常以啼泣恚恨 (日本書紀 巻第一神代上 第五段一書第六)
 啼伊佐知伎 也 (古事記 上卷)

「啼泣」そのものの表現は日本書紀にあるが、他方、古事記にも「啼伊佐知伎」の表現があり、かつ古事記の場合はその下に「也」がある。このように直接の利用が不明瞭ながら双方の可能性が考えられるものである(この場合は、「付加」および「置換(也)」である。ただし、これらを数値として加えると重複してしまうため、数値には加えない。ここでは参考として()に入れて示した。なお、これらを加えたとしても、本稿の結論には影響しない。

これら「矣」「也」の統計をみると、まず「矣」につい

■表1 「矣」利用資料一覧

付加	置換(他)	置換(也)	そのまま	合計	利用
58	12	12	36	118	日本書紀
36	5	12	3	56	古事記
7	1	0	1	9	古語拾遺
21	*	*	*	21	元ナシ
(8)	0	(2)	0	(10)	記紀利用
122 (130)	18	24 (26)	40	204 (214)	合計

■表2 「也」利用資料一覽

付加	置換(他)	置換(矣)	そのまま	合計	日本書紀 利用	古事記 利用	古語拾遺 利用	元ナシ	記紀利用	合計
24	3	4	53	84						
8	0	3	19	30						
1	0	0	6	7						
30	*	*	*	30						
(1)	(1)	0	0	(2)						
63 (64)	3 (4)	7	78	151 (153)						

て、利用元の資料にはない「矣」を付け加えた例の相当数みられることが看取される。日本書紀(五八例・古事記(三六例)・古語拾遺(七例)の合算は一〇一例であり、これは用例全体(二〇四例)のおよそ五〇%に相当する。一方、「也」でも付加されたものが三三例存するが、これは用例全体(二五二例)の二二%にとどまる。

次に、「矣」においては、二四例であるが「也」から置換された例がみられる。これは用例全体の一一%である。他の語(哉など)からのもの(二八例)も含めれば、二〇%になる。これに対して、「也」の置換例は、「矣」からのものにその他の語から置き換えられたものを含めても、七

%弱である。

そして、資料からそのまま使用しているものをみると、「矣」が四〇例で二〇%であるのに対し、「也」は七八例で五二%である。

以上をまとめると、「矣」は元の資料にはないものを使うことが多く、「也」は元の資料のかたちをそのまま残す傾向のあることを指摘できる。以上の概略に基づき、「矣」および「也」の具体的な使われ方を考察することとしたい。

3 会話文における「矣」「也」

「矣」「也」が文末助字として機能している以上、その文自体がどのような内容のものであるかを考える必要があるだろう。そのため、まず「矣」「也」それぞれを、会話文での使用と地の文での使用とに分けた。そして、それぞれが元の資料にあるものか、あるいは置換・付加されたものであるかを確認した。表3がその結果である。

「矣」をみると、前節に確認したことが重複するが、会話文・地の文ともにそのまま使用しているものよりも付加されたものが多い。特に地の文では二一例対六六例で、三倍強が付加されたものである。置換されたものを付加されたものに加えれば、さらにその差は広がる。これらのことから、「矣」は新たに加えられる傾向の強いことが指摘で

■表3 「矣」「也」会話文と地の文における使用

「也」		「矣」		元ナシ	そのまま	付加	置換 (也/矣)	置換 (他)	合計	総計
地の文	会話文	地の文	会話文							
29	1	15	6							
47	31	21	19							
27	6	66	35							
6	1	17	7							
1	2	10	8							
110	41	129	75							
151		204								

きるだろう。対して「也」では、逆に付加するものよりもそのまま使用するものの方が多い。ただし、会話文では付加・置換の例がそのまま使用されるものの三分の一ほどであるのに対して、地の文ではややそのまま使うものが多い、という程度である。とはいえ、「矣」の使用と比較すれば明白なとおり、元資料からそのままの使用が多いことには変わりない。このように、同じく文末の助字ながら、それぞれにおいて新たに付加・置換されたものが多いか、元資料からそのまま使用するものが多いかは異なる。これはつまり、その使用にあたっては論理があつて、それに基づいているためであると考えられる。では、以下、具体的に使用の様相をみることで、その論理を確かめることとしたい。まずは、会話文の例から考察する。

(1) 是時月夜見尊忿然作色曰穢哉鄙矣

(巻第一 神祇本紀/紀利用/そのまま)

(2) 如此者吾当縊殺汝所治国民日将千頭矣

(巻第一 陰陽本紀/紀利用/付加)

(1)は日本書紀ほぼそのままの文で、このあとに「寧可似口吐之物敢養我乎」と月夜見尊の発言の続く箇所である。対して(2)も「矣」以外は利用元である日本書紀と同一の文であるが、伊弉冉尊の発言はここで終わる。会話文での使用のうち、付加されたものおよび元資料のないものでは、発話途中での例と発話の末尾の例との比率はさほどかわらない。ただし、発話のなかでいくつかの内容が並列的に示されるときは、「復く矣、復く矣」あるいは「次く矣、次く矣」のように、簡条書きのように並列される文の最後にその都度「矣」の付されることが多い。これらのような例を除外すると、発話途中の例が一〇例であるのに対し、発話の末尾に付されたものは二五例である。さらに、元資料からそのまま使用されているものを合わせると、発話途中のものが一九例であるのに対し、発話の末尾にあるものが五〇例である。元の資料になく、旧事本紀において付加された三五例のうち、並列的に文末にあるものが六例、発話の途中にあるものが七例、そして二二例が発話の末尾に付されたものであることを思えば、会話文における「矣」は、

その発言が終わることについての指標として機能しているといえるだろう。なお、元資料にある「矣」が旧事本紀では採られなかったもののうち、会話文に属するものは左の一例のみである。

自此永帰根国 請姉照臨天国 可平安坐

(旧事本紀 卷第二神祇本紀)

自此永帰根国矣請姉照臨天国自可平安

(日本書紀 卷第一神代上 第七段一書第三)

ここでは、文と文が接合され、継続したために「矣」が排除されたと判断される。

一方、「也」では、付加されたものも元資料のないものも少ないが、発言の途中・発言の末尾の比率はほぼ同じである。そのため、固定的な意識をみることは難しい。全体の用例をみても、発言途中のものが二一例であるのに対し、発言の末尾にあるものが二〇例と、ほぼ同数である。これは、元資料からそのまま使用されているものが三一例あることと無関係ではあるまい。「矣」とは異なり、「也」は、会話文においては積極的な使用意図を認めにくい。

ただし、元資料にあったものの使用されなかった「也」のうち、会話文に属するものは五例ある。左がその一例である。

手摩乳此童女是吾兒 号奇稻田姬矣

手摩乳此童女是吾兒也号奇稻田姬

(旧事本紀 卷第四地祇本紀)

ここでは「吾兒」の名を「奇稻田姬」であることを述べている。つまり、内容として継続しており、そのために「也」が排除され、そのかわりに「矣」の置かれるところまでが一続きの内容とされたと考えられる。残りの四例もこれと同様に、意味のまとまりの途中に挟まれるものが排除されており、つまり意味の切れ目に「也」の残されることは指摘することが可能である。

4 地の文における「矣」「也」

次に、地の文における使用をみる。

- (3) 伊奘諾伊弉冉二尊天降其嶋則化豎八尋殿共住同宮矣
(卷第一陰陽本紀/紀利用/付加)
- (4) 是以百姓至今咸蒙恩頼者矣
(卷第四地祇本紀/紀利用/付加)

いずれも、日本書紀を元とした文であり、文末に「矣」の付されたものである。(3)は伊奘諾尊と伊奘冉尊とが八尋殿をつくり、そこでともに住むことになった、と場景を描写するものである。対して(4)は、大己貴神と少彦名神とが鳥獸昆虫の災いを払う呪いの法を定め、そのために今に至る

まで百姓がその恩を被っている、と状況の説明をするものである。つまり、前者は物語の内容そのものであり、後者は物語を語る立場からその物語を説明するものである。一方、「也」の例を挙げると、

(5) 復以手爪為手端之吉棄以足爪為手端之凶棄物也

(卷第二神祇本紀／紀利用／付加)

(6) 鏡亦名真経津鏡是也

(卷第二神祇本紀／紀利用／付加)

(5)は素戔嗚尊の手足の爪を祓えのための賠償としてとった、と場景を描写するものであり、(6)は今も伊勢にある八咫鏡について、亦の名を真経津鏡というのだ、と説明するものである。以下にそれらの内容を基準とした表を挙げるが、結論を先取りすると、「矣」の使用は(3)(5)のような使用に偏り、「也」の使用は(4)(6)のような使用に偏る。それぞれの助字は文の内容によって使用が異なる。つまり、そこには内容の差異についての意識が明確である、ということにほかならない。論者はこれまでに、古事記・日本書紀を対象としてその語りのメカニズムについて論及してきたが、旧事本紀の場合、(3)(5)を物語内容、(4)(6)を語りとして考えることができそうである。ここでいう「語り」とは、右の(4)のように物語内容のなかでの事柄について注釈をするもの、(6)のように「AハBデアル」と説明するもの、または、「世人所謂返矢者可畏是其縁也」(卷第三天神本紀)のよう

に由来を説くものである。このような基準に従ってまとめたのが、以下の表4である。

■表4 「矣」「也」における物語内容と語りとの分布

「也」		「矣」				
合計	語り	物語内容	合計	語り	物語内容	
29	28	1	15	4	11	元ナシ
47	35	12	21	5	16	そのまま
27	14	13	66	5	61	付加
6	5	1	17	3	14	置換 (也/矣)
1	0	1	10	1	9	置換 (他)
110	82	28	129	18	111	総計

一見してわかるとおり、「矣」と「也」とは、それぞれ物語内容と語りの使用に偏っている。その割合は、「矣」の場合、物語内容に属するものが一二九例中一一一例なので八六%、「也」の場合、語りに属するものが一一〇例中八二例あるので七四%である。偶然にしては偏りが大きく、有意性を認めてよい。

また、旧事本紀に採用されなかった「矣」「也」のうち、地の文に属する使用例をみると、「矣」が八例、「也」

が三一例存する。「矣」の八例のうち、

左手掌中 化生之神号曰 正哉吾勝リ速 天穗別尊

(旧事本紀 卷第二神祇本紀)

而著於左手掌中便化生 男矣

(日本書紀 卷第一神代上 第六段一書第一)

のように、元資料では「矣」で文の切れているところが、旧事本紀では文の継続しているため、「矣」の除外されたものが六例存する。残り二例はいずれも語りに属するもので、旧事本紀における「矣」の使用傾向を裏付けるものといえる。「也」の三一例をみると、たとえば日本書紀(卷第一神代上 第五段一書第六)に「所塞磐石是謂泉門塞之大神也」とあるところが、旧事本紀(卷第一陰陽本紀)「復所塞其黄泉坂之石者号道反大神 復所塞磐石是謂泉門塞之大神 復塞坐黄泉戸大神也」では列挙される神名のひとつとしてあり、挙げられた最後の神名に「也」の付されていることをみれば、日本書紀にあった「也」を省いたのも由なしとしない。あるいは、日本書紀(卷第一神代上 第七段一書第二)では「伊勢崇秘之大神也」とあるところも、旧事本紀(卷第二神祇本紀)に「今猶存即是伊勢崇秘大神 所謂八咫鏡亦名真経津鏡是也」とある。ここでは、説明的内容が継続しているため、その内容が完結するところに「也」がつかれ、「大神」の下にあった「也」は省かれたものと思わ

れる。このように、三一例のうち、二五例は語り・物語内容を開かず、右の例のように、まとまった内容のなかにあるものである。残った六例のうち、三例が語り、三例が物語内容に属する。用例数としては同じであるが、有意の数字とは認めがたい。むしろ、三一例のうち大半が採られなかったことに理由を認められるという事実に興味がある。

また、「矣」において語りの文末にある一八例、「也」において物語内容の文末にある二八例についての考察も必要と判断される。このとき、「矣」「也」いずれも、「元ナシ」に分類される数値に注目される。というのも、それが旧事本紀のオリジナリティの最も露呈するところと考えられるためである。「矣」の場合、物語内容に属するものが一例であるのに対し、語りに属するものは四例である。つまり、語りにおける数値の三倍ほどが物語内容に属している。これは、旧事本紀が「矣」を物語内容の使用に配置することと対応する。また、「也」の場合、語りに属するものがほぼすべてであり、ここにはより明確な使用の意図をみることができるだろう。

「矣」と「也」とは、会話文と地の文とにおいて、異なった論理に則った使用がなされている。旧事本紀における物語内容と語りとに対応する「矣」と「也」との使用は、完全とは言い難いものの無視できない偏りをみせている。

つまりそれは、旧事本紀において、文体について一定の統一的意識が存することを意味する。

おわりに

これまでにみてきたように、旧事本紀の文末助字「矣」「也」の使用には、一定の規則性を看取することが可能である。それは、旧事本紀が先行資料を利用して成ったことと無関係ではあるまい。異なる内容・文体の資料を一つの作品として構成するとき、それらを束ねる基層なくしては、成るものも成るまい。

その規則性は、会話文におけるものと地の文におけるものにおいて異なる。会話文の場合、「也」はその使用にあつて明確な意図をみることは難しい。これは、「也」が元資料からそのまま使用されることの裏返しでもあるだろう。しかしながら、「矣」は元資料にはなかったものが多く、使用にあつては規則性をみいだしうる。そして、その多くが発話内容での最終部に置かれていることから、発話の終了を示すものとしてあると考えられた。もちろん、発話が「矣」ではなく「也」で終わるものもあるのだが、それらのほほすべては元資料からそのまま使用されている。また、地の文での「矣」と「也」とは、それぞれ物語の場景描写である物語内容の文における使用と、説明的内容

である語りの文における使用とに偏りをみせた。ここに、旧事本紀において統一的な文体意識の存することの一端をみる事が可能であろう。

旧事本紀が「矣」「也」の使用を何に学んだのかと問えば、その根源を尋ねることは難しい。たとえば、「経伝釈詞」では「矣」について説文に「語、已詞也」とあることを挙げ、また「在句末、有為起下之詞者」といい、また「也」については玉篇に「所以窮上成文也」とあることを述べ、「結上文」であるものとする。「助語辭」では、「是句意結絶処、也意平、矣意直、焉意揚、発声不同、意亦自別」とする。いずれも旧事本紀にみられるような使い分けとは異なる。また、日本書紀・古事記における使用と異なることも、旧事本紀がそれらを享受したときに助字を変えていることから明らかである。となれば、やはり旧事本紀が独自の方法としてみいだしたとみるべきであろう。

旧事本紀をめぐる研究においては、その構成における統一性の有無を問題とすることが多かった。本稿の結論としては、少なくともその文体においては統一性を指摘することが可能と考える。しかもこのとき、巻第一―第四では、利用する資料に偏りはなく、いずれの資料も応分の利用を受けている。これは、旧事本紀が利用の対象に区別を設け

ておらず、網羅的に吸収した、ということである。それはしかし、無分別な吸収と無秩序な開陳ではない。類似した内容でありながら異なる文体の資料を内化するとき、それらに必要最低限の加工をする必要があった。本稿にみた「矣」「也」の使用は、そのひとつと考えられる。

そして旧事本紀はその成立以後、日本書紀の、すなわち漢文体資料の祖と認められることになる。それは、旧事本紀自体が漢文体資料を目指したためである。だが、それは日本書紀のような正格漢文ではない。一方で倭文体資料である古事記を包摂したため、「比売」を「姫」と改めたように倭語を漢語に置き換える努力もなされたが、なお多くの倭語が残ってしまうことは避けえなかった。つまるところ、旧事本紀は漢文体を志向しつつも、日本書紀ほどにはその目的を全うしておらず、擬似的な漢文資料となったのである。

注

(1) 先行研究においては、旧事本紀における古事記や日本書紀の本文利用を「引用」と呼ぶことが多いが、本稿においては「利用」と呼ぶ。これは、毛利正守氏が日本書紀における漢籍の「引用」と「利用」とを論じた区別〔日本書紀冒頭部の意義及び位置づけ―書紀における引用

と利用を通して―』『国語と国文学』82、10、二〇〇五年一月)に基づくものである。すなわち、ある文を元の作品のものとして受けとめるあり方が「引用」であり、依拠する文が任意の作品において内化しているものが「利用」である。旧事本紀の場合、古事記や日本書紀の文はそれらの作品としてではなく、旧事本紀そのものの文として内化しているため、「引用」よりも「利用」と呼ばれるべきであろう。

(2) 「倭文体」については、毛利正守氏(和文体以前の「倭文体」をめぐって)『萬葉』185、二〇〇三年九月等)の規定に基づく。

(3) なお、当該の質問に対して、博士である矢田部公望は「是甚大誤本也」と断じている。

(4) ただし、利用箇所によつては、古事記からの利用であるのか日本書紀からの利用であるのかが不明である部分もある。それらもひとまず字数に加えた。古事記の利用字数についても同様である。

(5) 「矣」と「也」とを対比的に分析するのは、論者に独自の方法ではない。鈴木恵「日本靈異記古写本の比較に基づく文末の助字「也」「矣」字の用法」(鎌倉時代語研究)第三輯、一九九一年三月復刻初版(武蔵野書院)では、靈異記の古写本において、古い時代のものである「矣」とあるところが、時代が降ると「也」に改編される様相が看取され、それは和化漢文資料全体の傾向と一致するところが論じられている。

(6) 「古事記における「至今」型書式とその機能」(『古事記年報』48 二〇〇六年一月)、「日本書紀の「今」——相対化される時空——」(『上代文学』96 二〇〇六年四月) など。

古事記・日本書紀の引用にあたっては、新編全集『古事記』『日本書紀』を使用した。また、古語拾遺の引用は、新撰日本古典文庫『古語拾遺・高橋氏文』を使用し、日本書紀私記については国史大系『日本書紀私記』を使用した。なお、割注は【】で示した。